

経営安定資金のご案内

前橋市は、市内中小企業者が売上減少した際に、資金繰りを支援しています。

1 融資申込者の資格

次の全ての要件を満たし、かつ下記①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 前橋市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

① 関連倒産防止

企業の倒産が前橋市の経済に多大な影響を及ぼす恐れのある倒産で、その企業の債権回収が困難となり、関連倒産の危険にある場合

② 受注、売上減少

融資申込日から1年前までの任意の連続する6ヶ月間の受注又は売上の合計額が、申込日の2年前以後の1年間又は申込日の3年前以後の1年間の同期間と比べて、5%以上減少している場合

③ セーフティネット保証関連

中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号及び第6項のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている場合

④ 東日本大震災復興緊急保証関連

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128号第1号又は第2号の要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている場合

⑤ 罹災証明関連

前橋市より罹災証明書の発行を受けている場合

2 融資の条件

- (1) 融資限度額 3,000万円

※経営振興資金融資残額がある場合は、3,000万円から融資残額を引いた額

- (2) 資金用途 運転資金

- (3) 融資期間 運転資金7年以内（内据置1年以内）

借換の場合は6年以内（内据置6ヶ月以内）

- (4) 融資利率 1.5%以内（別途、信用保証協会の保証料が必要になります。）

※なお、信用保証料のうち最大0.5%を市が負担します。

ただし、経営者保証を提供しない場合に上乗せとなる保証料は市の補助の対象となりません。

- (5) 担保及び保証人 金融機関所定

- (6) 償還方法 元金均等分割償還

3 申し込み手順

- ① 事業者は、取引先金融機関へ申し込みください。
- ② 金融機関は、申込み案件について取扱の方向が定まった時点で、群馬県信用保証協会前橋連絡所（商工会議所）、大胡、宮城、粕川地区は前橋東部商工会に書類を提出してください。
- ③ 群馬県信用保証協会前橋連絡所（商工会議所）及び群馬県信用保証協会の審査後、所要綱に照らし合わせ適合した場合、市より金融機関に『承認通知書』を送りますので、その後金融機関は融資実行をしてください。
- ④ 融資実行後、金融機関は『融資実行報告書』を市へ提出してください。

【融資取扱に際しての注意点（金融機関向け）】

- (1) 融資実行は市の承認後に可能となります。（小口資金、経営振興資金と異なります）
市の承認前に実行した場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。
- (2) 緊急の案件については事前にご連絡いただき、実行予定日前日の15時までに群馬県信用保証協会からの「保証決定のお知らせ」のFAXを産業政策課担当者まで転送してください。FAXを受信後、市の承認事務を行ないます。
- (3) 返済負担軽減の特例措置（借換要件の緩和および融資期間の延長）は、平成30年3月末をもって廃止しております。
※借換の場合は下記の要件を満たすことが必要となります。

【経営安定資金に係る借換要件】

- ①最近6ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ③最近6ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ④最近3ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ⑤セーフティネット5号または6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号（前橋市役所6階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）